

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令等について

1. 改正の概要

貯蔵能力が1000kg以上3000kg未満のバルク貯槽の外面から保安物件に対する保安距離に関する規制が平成16年3月31日経済産業省令第54号により、次のとおり緩和されました。

また、同日付け経済産業省告示第121号バルク供給・充てん設備告示も改正されました。

<改正後の概要>

第一種保安物件及び第二種保安物件から7mの距離を確保する。

構造壁又は障壁を設けた場合、バルク貯槽を埋設した場合は、0mとすることができる。

障壁を設けた場合で障壁を設けられていない方向に第一種保安物件又は第二種保安物件が存在する場合は、障壁を設けるか保安距離（第一種保安物件：16.97m、第二種保安物件：11.31m）を確保する。

バルク供給・充てん設備告示が改正され、貯蔵能力が1000kg以上3000kg未満のバルク貯槽の保安距離を緩和するために設ける構造壁等の設置基準が示されました。

2. 検討の経緯

貯蔵能力1トン未満のバルク貯槽については、平成9年4月の導入に当たり、平成5～8年度にかけて実施した実証試験の結果をもとに、従来から規定が設けられていた貯槽の保安距離（第一種保安物件までの距離16.97m及び第二種保安物件までの距離11.31m。保安距離を確保出来ない場合、対象物を有効に保護できる障壁を設置。）を見直し、第一種保安物件に対し、1.5m、第二種保安物件に対し1.0m（保安距離が確保できない場合には構造壁を設置。）と規定された。

しかしながら、1トン以上3トン未満のバルク貯槽については、実証試験を行っていないため、従来の貯槽の保安距離（第一種保安物件までの距離16.97m及び第二種保安物件までの距離11.31m。保安距離の確保ができない場合、障壁を設置）を踏襲し、実証試験を行った後、新たに保安距離を検討することとされた。

このため、平成12～14年度に高圧ガス保安協会が、保安距離の検討に必要な実証試験を実施し、試験結果を高圧ガス保安協会に設置されている技術委員会液化石油部会で審議し、火災からの離隔距離を考慮し、保安物件に対して7m以上の距離が必要であると経済産業省に報告し、今回の規制緩和に至ったものです。

3 . 規則第 5 4 条の改正部分

(バルク供給に係る特定供給設備の技術上の基準)

第 5 4 条 法第 3 7 条の経済産業省令で定める特定供給設備 (バルク供給に係るものに限る。) の技術上の基準は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 バルク貯槽は、次に掲げる基準に適合すること。

イ (略)

ロ 次の基準に適合するものであること。

(1) 貯蔵能力が 1 , 0 0 0 k g 以上 3 , 0 0 0 k g 未満のバルク貯槽は、次に定める基準に適合するものであること。

() バルク貯槽の外面から第一種保安物件又は第二種保安物件対し 7 m 以上の距離を有すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(イ) 告示で定めるところにより、第一種保安物件又は第二種保安物件に対し、加熱試験に合格する構造壁又はこれと同等以上の性能を有する壁を設けた場合

(ロ) 第一種保安物件又は第二種保安物件に対し、鉄筋コンクリート障壁等を設けた場合。

(ハ) バルク貯槽を地盤面下に埋設した場合。

() 第一種保安物件又は第二種保安物件に対し、鉄筋コンクリート障壁等が設けられ、当該鉄筋コンクリート障壁等が設けられていない方向に他の第一種保安物件又は第二種保安物件が存在する場合にあっては、当該他の第一種保安物件に対し 1 6 . 9 7 m 以上、第二種保安物件に対し 1 1 . 3 1 m 以上の距離をそれぞれ有し、又は当該他の第一種保安物件若しくは第二種保安物件に対し、鉄筋コンクリート障壁等を設けること。

(2) 貯蔵能力が 3 , 0 0 0 k g 以上 1 0 , 0 0 0 k g 未満のバルク貯槽 (次の表に掲げるものを除く) は、その外面から、第一種保安物件に対し 1 6 . 9 7 m 以上、第二種保安物件に対し 1 1 . 3 1 m 以上の距離を有すること。

バルク貯槽の外面から最も近い第一種保安物件までの距離	バルク貯槽の外面から最も近い第二種保安物件までの距離
イ 1 3 . 5 8 m 以上	9 . 0 5 m 以上 1 1 . 3 1 m 未満
ロ 1 3 . 5 8 m 以上 1 6 . 9 7 m 未満	9 . 0 5 m 以上

(3) 略

4 . バルク供給・充てん設備告示（抄）

第二条

3 規則第54条第二号ロ(1)(i)ただし書(イ)の構造壁又はこれと同等以上の性能を有する壁（以下この項において「構造壁等」という。）は、次の各号に掲げる基準に下がつて従つて設けなければならないものとする。

二 構造壁等は、当該構造壁等に投影されたバルク貯槽の縦及び横より7メートル以上の長さを有していること。ただし、当該バルク貯槽の外面から構造壁等の端部までの距離と当該構造壁等の端部から第一種保安物件又は第二種保安物件との距離の和のうち最短の距離が7メートル以上の長さを有するように構造壁等を設けた場合並びに当該バルク貯槽に係る他の構造壁等及び地盤面と接する部分については、この限りでない。